

第 27 号議案

足立区景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区景観条例の一部を改正する条例

足立区景観条例（平成 21 年足立区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

目次中「大規模建築物」を「大規模建築物等」に改める。

第 2 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

（ 7 ） 特定建築物 規則で定める地域に存する建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる建築物及び同法第 18 条の規定の適用を受ける建築物をいう。

（ 8 ） 大規模建築物等 大規模建築物及び特定建築物をいう。

第 3 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 大規模建築物等の建築等に係る事前協議

第 20 条（見出しを含む。）、第 21 条の見出し及び同条第 3 項中「大規模建築物」を「大規模建築物等」に改める。

付 則

（ 施行期日 ）

1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

（ 経過措置 ）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の足立区景観条例第 14 条第 1 項の規定による届出をした行為に係る手続については、なお従前の例による。

（ 提案理由 ）

事前協議の対象となる建築物を追加するので、この条例案を提出いたします。